

「輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱」(平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2441 号農蚕園芸局長通達) 一部改正新旧対照表

下線部は改正箇所

改 正 案	現 行
(定義) 第 2 〔略〕 2 〔略〕 3 この要綱において規則第 6 条の 2 第 1 号に定められる「博物館、植物園その他の公共の施設において、標本として展示し、又は保管すること」とは、国民の教育、科学及び文化の発展のため公益目的で設置又は運営される機関(博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 10 条に基づき登録されている機関又はこれと同等水準にあると認められる機関をいう。)の専門施設で、学者、研究者、技術者等の専門知識を有する者により行われる輸入禁止品の展示、保存及び管理をいい、<u>規則第 6 条の 2 第 2 号に定められる「犯罪捜査のための証拠物として使用すること」とは、警察等の犯罪捜査機関の専門施設で、学者、研究者、技術者等の専門知識を有する者が犯罪捜査のため証拠物として輸入禁止品の使用、保存及び管理することをいい、同条第 3 号に定められる「ウリミバエの防除を行うことを目的として、生殖を不能にされたウリミバエを生産するため、ウリミバエの繁殖の用に供すること」とは、ウリミバエの侵入及びまん延の防止、根絶等を行うことを目的として、不妊化したウリミバエを防除事業に利用するため、病虫害防除所等の防除機関(法第 32 条第 1 項の病虫害防除所及びこれと同程度に、ウリミバエの防除の業務を適切に行うために必要な施設、設備、器具その他の体制が整備されていると認められる機関をいう。以下「防除機関」という。)の専門施設において、専門知識を有する者がウリミバエを繁殖させることをいうものとする。</u> (管理場所)	(定義) 第 2 〔略〕 2 〔略〕 3 この要綱において規則第 6 条の 2 第 1 号に定められる「博物館、植物園その他の公共の施設において、標本として展示し、又は保管すること」とは、国民の教育、科学及び文化の発展のため公益目的で設置又は運営される機関(博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 10 条に基づき登録されている機関又はこれと同等水準にあると認められる機関をいう。)の専門施設で、学者、研究者、技術者等の専門知識を有する者により行われる輸入禁止品の展示、保存及び管理をいい、<u>同法第 2 号に定められる「犯罪捜査のための証拠物として使用すること」とは、警察等の犯罪捜査機関の専門施設で、学者、研究者、技術者等の専門知識を有する者が犯罪捜査のため証拠物として輸入禁止品の使用、保存及び管理することをいうものとする。</u> (管理場所)

第5 〔略〕

2 〔略〕

3 〔略〕

4 規則別表2に規定する検疫有害動植物については、原則として、植物防疫所長が申請し、植物防疫所の施設において管理する場合に限り、大臣許可を受けて輸入することができる。

ただし、試験研究機関又は防除機関から申請があった場合で、植物防疫所長と植物防疫課長の協議の結果、植物防疫に関する技術開発のため植物防疫所以外の試験研究機関において試験研究の用に供する必要があると認めたとき、又はウリミバエの防除事業を効果的・効率的に実施するため植物防疫所以外の防除機関においてウリミバエの繁殖の用に供する必要があると認めたときは、この限りでない。

(輸入許可申請)

第6 規則第7条の規定による輸入禁止品の輸入許可に関する申請書(規則第2号様式。以下「申請書」という。)の提出は、原則としてその輸入予定日の40日前までに、申請者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に対し行わせるものとする。

別表2 (第3関係)

輸入の目的

輸入禁止品のグループ名	輸入の目的
A	(1) 遺伝資源の導入試験
	(2) 検疫技術の開発
	(3) 成分分析
	(4) 品種特性試験
	(5) その他これらに準ずるものであって審査の結果支障がないもの
	(1) 遺伝資源の導入試験

第5 〔略〕

2 〔略〕

3 〔略〕

4 規則別表2に規定する検疫有害動植物については、原則として、植物防疫所長が申請し、植物防疫所の施設において管理する場合に限り、大臣許可を受けて輸入することができる。

ただし、試験研究機関から申請があった場合で、植物防疫所長と植物防疫課長の協議の結果、植物防疫に関する技術開発のため、植物防疫所以外の試験研究機関において試験研究の用に供する必要があると認めたときは、この限りでない。

(輸入許可申請)

第6 規則第7条の規定による輸入禁止品の輸入許可に関する申請書(規則第2号様式。以下「申請書」という。)の提出は、原則としてその輸入予定日の2か月前までに、申請者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に対し行わせるものとする。

別表2 (第3関係)

輸入の目的

輸入禁止品のグループ名	輸入の目的
A	(1) 遺伝資源の導入試験
	(2) 検疫技術の開発
	(3) 成分分析
	(4) 品種特性試験
	(5) その他これらに準ずるものであって審査の結果支障がないもの
	(1) 遺伝資源の導入試験

B C	(2) 検疫技術の開発 (3) DNA解析 (4) 形態学的又は生理・生態学的基礎研究 (5) 殺虫・殺菌剤試験 (6) 遺伝子操作による形質転換に関する試験 (7) 天敵の導入試験 (8) 微生物の公開分譲 (9) ウリミバエの防除（侵入防止を含む。） (10) その他これらに準ずるものであって審査の結果支障がないもの
D	(1) 理化学分析 (2) 微生物分離 (3) その他これらに準ずるものであって審査の結果支障がないもの

別表3（第6の2関係）
植物防疫所の管轄地域

〔横浜植物防疫所管内〕 〔略〕

〔名古屋植物防疫所管内〕

都道府県	地 域	担当植物防疫所
愛 知	(1) 豊橋市、豊川市、 <u>田原市</u> 、宝飯郡	豊 橋 出 張 所
	(2) 蒲郡市、額田郡、 <u>岡崎市</u> 、 幡豆郡（一色町を除く。）	蒲 郡 出 張 所
	(3) 半田市、常滑市、刈谷市、高浜市、碧南市、 西尾市、知多郡、幡豆郡（一色町）	衣 浦 出 張 所
	(1)、(2)、(3)を除く県域	名 古 屋 本 所

B C	(2) 検疫技術の開発 (3) DNA解析 (4) 形態学的又は生理・生態学的基礎研究 (5) 殺虫・殺菌剤試験 (6) 遺伝子操作による形質転換に関する試験 (7) 天敵の導入試験 (8) 微生物の公開分譲 (9) その他これらに準ずるものであって審査の結果支障がないもの
D	(1) 理化学分析 (2) 微生物分離 (3) その他これらに準ずるものであって審査の結果支障がないもの

別表3（第6の2関係）
植物防疫所の管轄地域

〔横浜植物防疫所管内〕 〔略〕

〔名古屋植物防疫所管内〕

都道府県	地 域	担当植物防疫所
愛 知	(1) 豊橋市、豊川市、 <u>渥美郡</u> 、宝飯郡	豊 橋 出 張 所
	(2) 蒲郡市、額田郡、幡豆郡（一色町を除く。）	蒲 郡 出 張 所
	(3) 半田市、常滑市、刈谷市、高浜市、碧南市、 西尾市、知多郡、幡豆郡（一色町）	衣 浦 出 張 所
	(1)、(2)、(3)を除く県域	名 古 屋 本 所

岐阜 長	岐阜 野	全 域	名古屋本所
三 重		全 域	四日市出張所
富 山		全 域	伏木富山支所
石 川		(1) 金沢市、小松市、加賀市、白山市、かほく市、能美市、石川郡、 <u>河北郡</u> 、 <u>能美郡</u>	金 沢 出 張 所
		(1) を除く県域	七 尾 出 張 所
福 井		全 域	敦 賀 出 張 所
静 岡		全 域	清 水 支 所

〔神戸植物防疫所管内〕

都 道 府 県	地 域	担当植物防疫所
兵 庫	(1) 姫路市、相生市、加古川市、 <u>たつの市</u> 、高砂市、揖保郡、加古郡	姫 路 出 張 所
	(1) を除く県域	神 戸 本 所
京 都	(1) 舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、船井郡、与謝郡、 <u>南丹市</u>	舞 鶴 出 張 所
	(1) を除く府域	神 戸 本 所
滋 賀	全 域	神 戸 本 所
大 阪	全 域	大 阪 支 所

岐阜 長	岐阜 野	全 域	名古屋本所
三 重		全 域	四日市出張所
富 山		全 域	伏木富山支所
石 川		(1) 金沢市、小松市、加賀市、白山市、かほく市、能美市、石川郡、 <u>江沼郡</u>	金 沢 出 張 所
		(1) を除く県域	七 尾 出 張 所
福 井		全 域	敦 賀 出 張 所
静 岡		全 域	清 水 支 所

〔神戸植物防疫所管内〕

都 道 府 県	地 域	担当植物防疫所
兵 庫	(1) 姫路市、相生市、加古川市、 <u>龍野市</u> 、高砂市、揖保郡、加古郡、 <u>飾磨郡</u>	姫 路 出 張 所
	(1) を除く県域	神 戸 本 所
京 都	(1) 舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、 <u>天田郡</u> 、 <u>加佐郡</u> 、 <u>北桑田郡</u> 、船井郡、与謝郡	舞 鶴 出 張 所
	(1) を除く府域	神 戸 本 所
滋 賀	全 域	神 戸 本 所
大 阪	全 域	大 阪 支 所

奈良	全 城	大 阪 支 所
和 歌 山	全 城	和 歌 山 出 張 所
岡 山	全 城	水 島 出 張 所
広 島	(1) 尾道市、福山市、三原市（本郷町を除く。）、 府中市、竹原市、神石郡、世羅郡、 豊田郡（瀬戸田町）、深安郡	尾 道 出 張 所
	(1) を除く県域	広 島 支 所
鳥 取	全 城	境 港 出 張 所
島 根	(1) 浜田市、益田市、大田市、江津市、 邑智郡、鹿足郡	浜 田 出 張 所
	(1) を除く県域	境 港 出 張 所
山 口	下関市を除く県域	岩 国 出 張 所
徳 島	全 城	小 松 島 出 張 所
香 川	(1) 高松市（朝日新町及び朝日町1～4丁目）	高 松 出 張 所
	(2) <u>三豊市</u> 詫間町	詫 間 出 張 所
	(1)、(2) を除く県域	坂 出 支 所
愛 媛	全 城	松 山 出 張 所
高 知	全 城	高 知 出 張 所

奈良	全 城	大 阪 支 所
和 歌 山	全 城	和 歌 山 出 張 所
岡 山	全 城	水 島 出 張 所
広 島	(1) 尾道市、福山市、三原市（本郷町を除く。）、 <u>因島市</u> 、府中市、竹原市、神石郡、世羅郡、 豊田郡（瀬戸田町）、深安郡	尾 道 出 張 所
	(1) を除く県域	広 島 支 所
鳥 取	全 城	境 港 出 張 所
島 根	(1) 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、 鹿足郡、 <u>那賀郡</u> 、 <u>瀬磨郡</u>	浜 田 出 張 所
	(1) を除く県域	境 港 出 張 所
山 口	下関市を除く県域	岩 国 出 張 所
徳 島	全 城	小 松 島 出 張 所
香 川	(1) 高松市（朝日新町及び朝日町1～4丁目）	高 松 出 張 所
	(2) <u>三豊郡</u> 詫間町	詫 間 出 張 所
	(1)、(2) を除く県域	坂 出 支 所
愛 媛	全 城	松 山 出 張 所
高 知	全 城	高 知 出 張 所

〔門司植物防疫所管内〕

都道府県	地 域	担当植物防疫所
福岡	(1) 北九州市(若松担当区を除く)、中間市、直方市、田川市、行橋市、豊前市、遠賀郡、田川郡、京都郡、築上郡	門 司 本 所
	(2) 北九州市若松区、戸畑区、小倉北区(日明地区)	若 松 出 張 所
	(1)、(2) を除く県域	福 岡 支 所
山口	下関市	下 関 出 張 所
佐 賀	(1) 鳥栖市、三養基郡	福 岡 支 所
	(1) を除く県域	伊 万 里 出 張 所
長 崎	(1) 壱岐市、対馬市	福 岡 支 所
	(2) 佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡、東彼杵郡、 <u>南松浦郡新上五島町</u>	伊 万 里 出 張 所
	(1)、(2) を除く県域	長 崎 出 張 所
熊 本	(1) 荒尾市	福 岡 支 所
	(1) を除く県域	八 代 出 張 所
大 分	全 域	大 分 出 張 所
宮 崎	(1) 日南市	志 布 志 出 張 所
	(1) を除く県域	細 島 出 張 所

〔門司植物防疫所管内〕

都道府県	地 域	担当植物防疫所
福岡	(1) 北九州市(若松担当区を除く)、中間市、直方市、田川市、行橋市、豊前市、遠賀郡、田川郡、京都郡、築上郡	門 司 本 所
	(2) 北九州市若松区、戸畑区、小倉北区(日明地区)	若 松 出 張 所
	(1)、(2) を除く県域	福 岡 支 所
山口	下関市	下 関 出 張 所
佐 賀	(1) 鳥栖市、三養基郡	福 岡 支 所
	(1) を除く県域	伊 万 里 出 張 所
長 崎	(1) 壱岐市、対馬市	福 岡 支 所
	(2) 佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡、東彼杵郡、 <u>南松浦郡(新上五島町)</u> 、 <u>西彼杵郡(西海町、崎戸町、大島町)</u>	伊 万 里 出 張 所
	(1)、(2) を除く県域	長 崎 出 張 所
熊 本	(1) 荒尾市	福 岡 支 所
	(1) を除く県域	八 代 出 張 所
大 分	全 域	大 分 出 張 所
宮 崎	(1) 日南市	志 布 志 出 張 所
	(1) を除く県域	細 島 出 張 所

鹿 児 島	(1) 出水市	八 代 出 張 所
	(2) 鹿屋市、志布志市、曾於市、 曾於郡(大崎町)、肝属郡	志布志出張所
	(3) 奄美市、大島郡	名 瀬 支 所
	(1) 、(2) 、(3) を除く県域	鹿 児 島 支 所

〔那覇植物防疫事務所管内〕 〔略〕

別表4 (第6の3関係)

申請者の名義は次によるものとする

申請者の所属機関	申 請 者 の 名 義
大 学	学長、学部長、教授 (名誉教授を含む。) 又は <u>准教授</u>
国公立の研究機関	当該研究機関の長
博 物 館 等	館長 (園長を含む。)
<u>民 間 会 社</u>	会社の代表者 (社長) 又は会社に所属する研究 担当部門の代表者
その他の研究機関	当該研究機関の長
	当該機関の長

鹿 児 島	(1) 出水市	八 代 出 張 所
	(2) 鹿屋市、 <u>曾於郡</u> 、肝属郡	志布志出張所
	(3) <u>名瀬市</u> 、大島郡	名 瀬 支 所
	(1) 、(2) 、(3) を除く県域	鹿 児 島 支 所

〔那覇植物防疫事務所管内〕 〔略〕

別表4 (第6の3関係)

申請者の名義は次によるものとする

申請者の所属機関	申 請 者 の 名 義
大 学	学長、学部長、教授 (名誉教授を含む。) 又は <u>助教授</u>
国公立の研究機関	当該研究機関の長
博 物 館 等	館長 (園長を含む。)
<u>民 間 会 社</u>	会社の代表者 (社長) 又は会社に所属する研究 担当部門の代表者
その他の研究機関	当該研究機関の長
	当該機関の長

警 察 署 等	
防 除 機 関	当該機関の長
植 物 防 疫 所	本所の担当統括植物検疫官、統括調査官、統括同定官、支所長又は出張所長

別表6（第7の1及び2関係）
管理場所の基準

輸入禁止品のグループ名	施設の区分	施設の具備すべき条件
A及びD	〔略〕	〔略〕
A 3	〔略〕	〔略〕
B	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	B 1グループを対象とする場合の追加基準	(1) 〔略〕 (2) 飼育には専用の飼育器を用い、飼育はその中でのみ行うこと。ただし、防除機関において「ウリミバエに生殖を不能にする措置を行い、ウリミバエ防除事業に利用するため大量増殖を行う場合」は、専用の飼育室内で行うことを妨げない。 (3) 〔略〕
C	〔略〕	〔略〕

別記様式7（第20関係）

輸入禁止品輸入許可状況報告書
(年分)

植物防疫（事務）所

警 察 署 等	
植 物 防 疫 所	本所の担当統括植物検疫官、統括調査官、統括同定官、支所長又は出張所長

別表6（第7の1及び2関係）
管理場所の基準

輸入禁止品のグループ名	施設の区分	施設の具備すべき条件
A及びD	〔略〕	〔略〕
A 3	〔略〕	〔略〕
B	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	B 1グループを対象とする場合の追加基準	(1) 〔略〕 (2) 飼育には専用の飼育器を用い、飼育はその中でのみ行うこと。 (3) 〔略〕
C	〔略〕	〔略〕

別記様式7（第20関係）

輸入禁止品輸入許可状況報告書
(年分)

植物防疫（事務）所

許可 指令 番号	許可 年月 日	輸入許可 の用に係 る区分	産地及 び品名	梱数及 び数量	申請 者名	管理責 任者の 所属及 び氏名	備考
計	輸入許可の用に係る区分 1 : 件 2 : 件 3 : 件 4 : 件 計 件						

備考 (1) 報告には当該暦年に新たに許可したものを記載する（一部変更は含まない。）
 (2) 備考欄には、輸入時高圧殺菌、ホルマリンくん蒸等を記載すること。
 (3) 輸入許可の用に係る区分には次の記号を記載すること。
 試験研究の用は1、規則第6条の2第1号に係る用は2、規則第6条の2第2号に係る用は3、規則第6条の2第3号に係る用は4とする。

許可 指令 番号	許可 年月 日	輸入許可 の用に係 る区分	産地及 び品名	梱数及 び数量	申請 者名	管理責 任者の 所属及 び氏名	備考
計	輸入許可の用に係る区分 1 : 件 2 : 件 3 : 件 4 : 件 5 : 件 計 件						

備考 (1) 報告には当該暦年に新たに許可したものを記載する（一部変更は含まない。）
 (2) 備考欄には、輸入時高圧殺菌、ホルマリンくん蒸等を記載すること。
 (3) 輸入許可の用に係る区分には次の記号を記載すること。
 試験研究の用は1、規則第6条の2第1号は2、規則第6条の2第2号に係る用は3、規則第9条第2号に係る用は4、栽培地検査対象試験種子は5とする。

附則

- 1 本改正は、平成20年7月16日から施行する。
- 2 本改正の施行の際現にこの要綱の規定により農林水産大臣に対してされている申請、届出その他の行為は、本改正の施行後は、本改正の施行後のこの要綱の相当規定に基づいて、農林水産大臣に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。